

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた基本方針

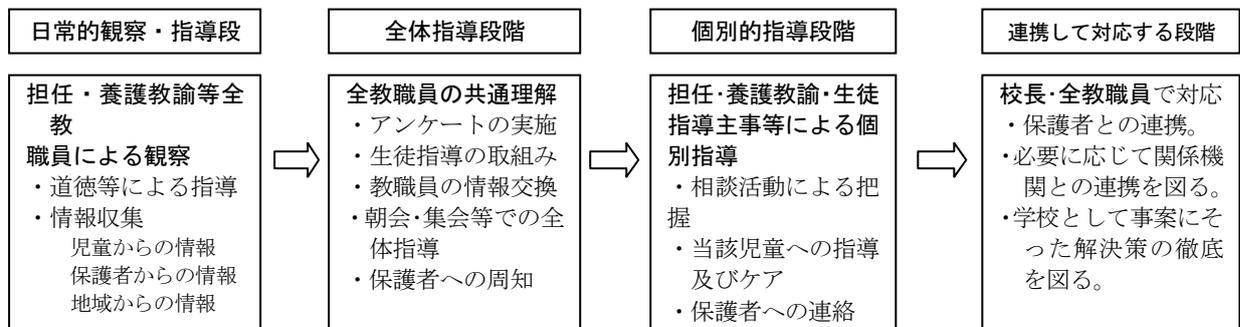
「いじめ防止対策推進法」に基づき、子どもたちが安心して学べる環境づくりに努めるため、子ども同士のよりよい人間関係作りに関し、日常的な教育活動に加え、以下の組織を活用して意図的な取組を行い防止に努める。

2 いじめ防止対策組織及び取組み段階

(1) いじめ防止対策委員会

- ① 目的 学校におけるいじめの防止に関する措置を実行する
- ② 構成員 校長，副校長，生徒指導主事，養護教諭，PTA 代表
- ③ 開催 ア 定例会（毎月開催：生徒指導交流会と兼ねて開催）
イ 臨時会（必要に応じて臨時に開催）
- ④ 内容
 - ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合
 - ・ 発見されたいじめ事案について
 - ・ その他いじめに関する事として臨時に開催が必要な場合

(2) いじめ防止対策の取組み段階



3 いじめ防止に向けての基本的な取組について

「いじめ」の定義について

いじめは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文科省）」と定義されている。

子どもたちは学校生活の中で時にぶつかり合いながらも成長していく場面もあり、いわゆる「一過性のけんか」と判断するのか、「いじめにつながるおそれのあるもの」と判断するのか、その判断は、上記の対策組織を通じて検討し慎重に行うが、安易に考えず子ども同士の人間関係には十分に気をつけていかなければならない。

(1) 未然防止 … 学校としての取り組みを明確に提示

- ア いじめを生徒指導上の重大問題として共通認識し，研修及び会議等を通して組織的な防止対策に努める。
- イ 互いを思いやり，生命や人権を大切にす指導の充実（情報モラル含），いじめ問題の積極的指導に努める。
- ウ 社会性の涵養や豊かな情操，よりよい人間関係作り等を育む，豊かな体験活動を推進する。
- エ 子どもを傷つけたり，いじめを助長したりしないよう，教職員としての言動に細心の注意をする。
- オ 全教育活動を通して，教師と子ども，子ども同士の人間関係の醸成に努める。

(2) 早期発見 … 情報収集(欠席等への迅速な対応)

- ア 定期的なアンケート調査や担任や養護教諭等による個別面談等を通して，実態把握に努める。
- イ 研修等を通して，子どもが発する危険信号も見逃さない体制作り，的確な対応に努める。
- ウ 定期的な保護者面談を実施するとともに，いじめ防止及び校内外の教育相談体制の理解・周知に努める。

(3) 早期対応 … 積極的な相談活動

- ア 共通理解が必要な「けんか」やいじめに結びつきそうな問題、いじめ問題発生時には共通理解を図り、家庭との連携も図りながら、組織的な体制による情報収集・指導方針決定・指導・事後観察を行う。
- イ 重大ないじめ問題が発生した場合は、教育委員会や関係機関とも協力した対処に努める。また、いじめられた子どもへの心のケアを行うとともに、いじめる子どもには特別な指導計画による指導を行い、必要に応じて、出席停止や警察等との連携による措置も行う。

(4) 関係機関連携

- ア いじめ問題が発生した場合、教育委員会はじめ、必要に応じて教育センターや児童相談所、警察等との連携に努める。
- イ いじめ防止対策等について保護者等に伝えるとともに、会議や家庭訪問、通信等を活用しながら協力・連携したいじめ防止に努める。

4 学校いじめ防止対策推進計画

(1) 生徒指導及びいじめに関する調査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生徒指導交流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のふりかえり		○						○			○	

※1 生徒指導交流

担任が把握している情報（児童からの話及び情報、児童の日記等からの情報、保護者からの情報等）を共有し、内容によっては、いじめ防止対策委員会開催につなげる。

※2 心のふりかえり

「心のふりかえりシート」により、今困っていること等の把握を行い、本人との面談及び保護者への連絡・面談等を行う。さらに、いじめ防止対策委員会を開催する。

(2) 保護者からの情報収集

- ・ 児童「心のふりかえり」シートに関する面談を状況により行い、関連情報等を得る。

(3) 地域からの情報収集

- ① 民生委員及び主任児童委員からの情報収集（年数回）
- ② 江刈地区子ども会・青少年育成会
 - ア 推進目標：心身共に健康で、心豊かに、たくましく生きる青少年を育てよう（平成27年度）
 - イ 開催時期：7月
 - ウ 構成員：学校、保護者、地区自治会会長、老人クラブ、保育園園長、中学校・高校PTA代表
 - エ 主な内容：学区内及び地区内における青少年の健全育成のための情報（児童間の問題等）交換

(4) 小中高連携会議からの情報収集

- 江刈地区PTA連絡協議会
 - ① 推進目標：長期休業期間等を中心に各校の情報交換を行い、児童生徒の健全育成を図る
 - ② 開催時期：7・12月
 - ③ 構成員：高校1校、中学校1校、小学校2校（各PTA会長・副会長、校長、副校長、生徒指導主事）
 - ④ 主な内容：学区内及び地区内における小中高の児童生徒の健全育成のための情報（児童間の問題等）交換

(5) いじめ防止に関する取り組みの検証

- ① 検証を行う期間：各学期毎、年間